

第4章

業務プロセスの変更を機に確認を 棚卸業務に伴う税務上の 取扱いの留意点

EY税理士法人
税理士・公認会計士 矢嶋 学

【この章のエッセンス】

- 棚卸業務のプロセス変更が生じた場合、税務申告業務への影響をチェックしなければならない。
- 棚卸資産について税法では、取得価額、期末評価額、評価損益などが規定されており、会計処理との差異が正しく把握できる体制が構築されていることが重要である。
- 税務調査で指摘を受けやすい事項も参考にしながら、現状の処理を見直してみることも有効である。

はじめに

棚卸業務の見直しや最適化を通じて、今までと異なる手順で期末棚卸

が実施されることになった場合、法人税申告に向けた調整手続をどのように変更する必要があるか、再度点検しなければならない。棚卸業務の手順が変われば今までの税務上の対応、つまり法人税申告書に記載すべき別表調整金額の把握方法や必要な税務上の届出、承認申請の確認プロセスをどのように変えなければならぬのか、また、変えなくてよい部分はどこなのかをひと通りチェックしなければならないということである。

もしかすると、このような業務プロセスの変更を機に、今まで行っていた税務上の処理が適正であったかの確認をしてみることも有益かもしれない。社内の環境に変化がない限り前年の処理を継続するのが一般的であり、自社特有の課題に気づいていたとしても変える機会を逸して過ごしている場合もある。また、実は税務上の処理に問題があるにもかかわらず、過去が正しいものとして同じ処理を繰り返して、税務調査の指摘で初めて誤りに気づくというケースもある。棚卸業務の見直しを好機として、全体を振り返ってみてはいかがであろうか。

そこで本章では、税務上の棚卸資産に関する主な取扱いを解説するとともに、税務調査で指摘を受けることが多い例などの留意点もあわせて取り上げることとする。

税務上の棚卸資産

法人税法上の棚卸資産は次のよう

に定義されている。

「商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして政令で定めるもの（有価証券及び第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等を除く。）をいう」（税法2-20）。

また、政令で定めるものとは、次のとおりである（法令10）。税務上の棚卸資産の範囲はオーソドックスであり、特別なものはないが、次の「棚卸資産の取得価格」以降で取り扱う、棚卸資産の取得価額や期末評価額に関する規定が及ぶ範囲として、ここであらためて掲げておく。

（棚卸資産の範囲）

第十条 法第二十条第二十号（棚卸資産の意義）に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）
- 二 半製品
- 三 仕掛品（半成工事を含む。）
- 四 主要原材料
- 五 補助原材料
- 六 消耗品で貯蔵中のもの
- 七 前各号に掲げる資産に準ずるもの